

平成16年度社会福祉法人高槻市社会福祉事業団事業計画

I 基本方針

国においては、厳しい財政状況を踏まえ平成16年度から税制改正と年金制度改革が決まり、国民の負担が増していくことになり景気に悪影響を与えることを懸念する声もある。

今後も少子・高齢社会の進展や長期の景気低迷が続く中、社会経済のあらゆる分野にわたり構造改革が進められ、社会福祉の分野においても社会福祉基礎構造改革が進められている。

平成12年4月からの介護保険制度に続き、昨年度からは支援費制度が導入され、それと同時に、介護保険制度の見直が行われた。

また、昭和46年厚生省社会局長通知「社会福祉事業団等の設立及び運営基準について」、いわゆる「46通知」により社会福祉施設は社会福祉事業団へ委託とされてきたが、公の施設の指定管理者制度の創設する地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）が施行され、従来の「管理委託制度」から「指定管理者制度」に移行し、「官」から「民」への規制緩和が行われ、民間の能力やノウハウの活用を図ることとなった。

本事業団は平成5年3月に設立され、平成12年4月に福祉制度のあり方の抜本変換を目的とした社会福祉法をはじめとする関係諸法令の整備や介護保険制度導入を機に財団法人高槻市保健福祉振興協会と統合し、複雑多様化する市民の保健、福祉ニーズに的確かつ、安定したサービスを提供するため、新たな組織体制の下で各事業の拡充に努めている。

指定管理者制度へ移行する中で、制度変更をにらみ事業団では民間企業と競い合いに強い経営力とサービスの質のアップを図ることにより、現在までの事業の実績に鑑み、更に高い評価の事業展開が求められている。

昨年度から、福祉サービスにおける「苦情解決事業」でサービス改善の提案等、利用者本位の事業経営に取り組み、また、新社会福祉法人会計基準を導入し、各事業の効率化に努めるとともに、本年度は第三者評価や外部監査の導入を前提とした条件整備を推進する。

今年度の主な事業としては、保健福祉振興事業については、市をはじめ保健・医療・福祉に関係する団体と連携を密にし、市民の健康・福祉意識の啓発事業、健康づくり事業、サービスの担い手であるマンパワーの養成事業等の充実に努める。

5年目となる介護保険の5事業については、経営面では今後も民間社会福祉法人の参入により不確定要素が多く、将来的にも楽観視しえない状況が続くものと予測される。しかし、新たな枠組みの中で我が国の福祉制度が大きく変化している状況を踏まえ、本事業団としても高齢社会の進展に対応した福祉サービスを提供するためには、市民の保健・福祉ニーズにより適応した効率的な事業経営を目指し、質の高い福祉サービスの提供に取り組む必要がある。

支援費事業については、昨年度から介護保険制度と同様「措置」から「契約」に移行し、障害者や児童に対し生活に必要なサービスの提供に努める。また、利用者から要望の強いガイドヘルプサービスの派遣時間を午前7時30分から午後7時30分を午前7時から午後10時まで延長する。

また、これまでの受託事業の経営にあっては、引き続き事業の実効をあげるため柔軟かつ効率的な運営に心がけ、設立目的である地域社会に開かれた施設として、市をはじめ関係機関、団体との連携を図り総合的かつきめ細かい福祉サービスの提供に努める。

II 受託事業及び自主事業

1 受託事業

- (1) 保健・福祉意識の啓発
- (2) 保健福祉団体との連絡調整・助成事業
- (3) 保健事業
- (4) 訪問介護員養成研修等事業
- (5) シルバーハウジング生活援助員派遣事業
- (6) 高槻市中央在宅介護支援センター
- (7) 生活管理指導員派遣事業
- (8) 高槻市立養護老人ホーム（生活管理指導短期宿泊事業含む。）
- (9) 高槻市立つきのき学園（知的障害者更生施設）
- (10) 高槻市立療育園（肢体不自由児施設）
- (11) 高槻市立かしのき園（肢体不自由者訓練施設）
- (12) 高槻市立富田老人福祉センター（高齢者の生きがいと健康づくり推進事業含む。）
- (13) 高槻市立郡家老人福祉センター（高齢者の生きがいと健康づくり推進事業含む。）
- (14) 高槻市立春日老人福祉センター（高齢者の生きがいと健康づくり推進事業含む。）
- (15) 高槻市立山手老人福祉センター（高齢者の生きがいと健康づくり推進事業含む。）
- (16) 高槻市立芝生老人福祉センター（高齢者の生きがいと健康づくり推進事業含む。）

2 自主事業

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 訪問介護事業
- (3) 高槻市立阿武山老人デイサービスセンター
- (4) 高槻市立城東老人デイサービスセンター
- (5) 高槻市立山手老人デイサービスセンター
- (6) 高槻市訪問看護ステーション
- (7) 福祉用具貸与事業
- (8) 精神障害者居宅介護等事業
- (9) 身体障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス、視覚・車いすガイドヘルプサービス）
- (10) 知的障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス、知的ガイドヘルプサービス）
- (11) 児童居宅介護等事業（ホームヘルプサービス、視覚・車いす・知的ガイドヘルプサービス）